

生徒旅客運賃割引証交付願

可児市立 中学校長 様

西暦 年 月 日

年 組 番

生徒氏名 年齢 歳

保護者氏名 印

下記のとおり旅行したいので、生徒旅客運賃割引証の交付をお願いします。

使用目的	1:帰省 2:正課教育 3:正課外教育 4:就職受験 (○で囲む) 5:見学 6:傷病治療 7:保護者旅行随行 ※裏面の「学校学生生徒旅客運賃割引証取扱要領」抜粋を参照のこと。		
区 間 1	乗車日	西暦 年 月 日 から	
	乗車区間	駅から 駅まで	
	経由	経由	
区 間 2	乗車日	西暦 年 月 日 から	
	乗車区間	駅から 駅まで	
	経由	経由	
同伴者氏名		続柄	

注1 それぞれの区間で100キロを超える必要があります。

注2 1枚の学割証で片道普通乗車券が2枚購入できます。

以下は学校使用欄ですので記入しないでください

生徒旅客運賃割引証交付控

発行年月日 西暦 年 月 日

割引証番号 第 号

交付後残枚数
枚



「学校学生生徒旅客運賃割引証取扱要領」より抜粋

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）における文部科学省から業務移管された学校学生生徒旅客運賃割引証（以下「学割証」という。）の配付業務の取扱については、以下のとおりとする。

1 制度の趣旨

学割証は、割当枚数の範囲内で、学生・生徒個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的としたものである。

2 使用目的の範囲

使用目的の範囲は、制度の趣旨に鑑み、学割証の発行は、原則として次の目的をもって旅行をする必要があると認められる場合に限る。

- (1) 休暇、所用による帰省
- (2) 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
- (3) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- (4) 就職又は進学のための受験等
- (5) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- (6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行

「学割証の取扱いに関する Q&A（日本学生支援機構学生生活部発行）」より抜粋

Q：学割証とは？

A：旅客鉄道株式会社（JR各社）が指定した学校の学生・生徒が、旅客鉄道株式会社（JR各社）の営業キロで片道100キロメートルを超える区間を乗車する際に、運賃が割引になる制度です。

Q：学割証は旅客鉄道株式会社（JR各社）以外の鉄道会社等も対象になりますか？

A：学割証は旅客鉄道株式会社（JR各社）が自社の利用に関して発行しているものですので、旅客鉄道株式会社（JR各社）のみが対象です。（他の鉄道会社等については、各社の営業規則によりますので、乗車券購入の前に各社の窓口へご確認ください。）

Q：学割証はJRバス各社の高速バスも対象になりますか？

A：各社の営業規則によりますので、乗車券購入の前に各社の窓口へご確認ください。

Q：学割証で通学定期券を購入することはできますか？

A：学割証は普通乗車券や通学用割引普通回数乗車券（放送大学の学生および通信教育を行う高等学校の生徒）を購入する際に利用するもので、通学定期乗車券の購入にはご利用いただけません。